

【壬生町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例における手続きの流れ】

条例第5条に規定される適用範囲の発電設備を設置する場合は条例に基づく届出が必要です。
(原則50kW以上または設置抑制区域において10kW以上)

